

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	【概要】 地方税法に基づき、その年の1月1日に伊勢市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に対し、固定資産税及び都市計画税を賦課決定し、通知する。 また、申請に基づき、評価証明書・課税証明書・土地家屋課税台帳の写し(名寄帳)を発行する。 【内容】 ①固定資産税及び都市計画税の評価・賦課情報の作成 (1)土地・家屋については、法務局等より、償却資産については償却資産の申告書より評価に必要な情報を取得し、“総合住民情報システム”へ入力する。 (2)現地調査を行い、固定資産の現況を確認し情報を“総合住民情報システム”へ入力する。 (3)収集した情報を基に、総務大臣の定める固定資産評価基準に基づき固定資産の評価に関する情報を作成する。 (4)固定資産の評価情報を基に、固定資産税の賦課に関する情報を作成する。 ②納税義務者の評価情報等の管理 (1)固定資産の所有者が“総合住民情報システム”に登録がある場合、登録された住民情報に所有する固定資産情報とその評価・賦課に関する情報を結びつける。 (2)固定資産の所有者が“総合住民情報システム”に登録がない場合、新たに所有者の登録を行い、所有者情報を住基ネットにて取得した後、所有する固定資産情報とその評価・賦課に関する情報を結びつける。 ③証明書等発行 (1)住民等からの申請に基づき、固定資産の評価・賦課に関する情報から評価証明書、課税証明書ならびに土地家屋課税台帳の写し(名寄帳)を発行する。 ④納税通知書等発送 (1)納税通知書等印刷業務委託先へPDF形式にて賦課情報を提供する。 (2)印刷された納税通知書等を納税義務者へ発送する。
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム 5. 地方税ポータルシステム(eLTAX) ※1. 4及び5についてはガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 (1)情報照会の根拠 48の項 (2)情報提供の根拠 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部課税課 電話:0596-21-5533
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	法の定めによりマイナンバー記載の様式が存在するが、申請以降利用する事務手続きが存在しない。また、マイナンバーの記載されている書類には施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	通常業務においてオンラインまたは媒体において特定個人情報を取り込む業務は行わない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I. 関連情報 2. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システム名称		ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用 しているシステムを記載	事前	
令和7年3月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ る情報連携 法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月19日時点	令和7年1月27日時点	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク対策 9. 監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いとされ る対策		項目の追加	事後	